

次世代育成支援対策 特定事業主行動計画

御 嵩 町 長

御 嵩 町 議 会 議 長

御 嵩 町 教 育 委 員 会

御 嵩 町 選 挙 管 理 委 員 会

御 嵩 町 農 業 委 員 会

御 嵩 町 代 表 監 査 委 員

平成 2 7 年 4 月 1 日

特定事業主行動計画

総論

1. 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的指針を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的に推進するため、ここに特定事業主行動計画を策定し公表することとする。

2. 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

3. 計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事担当者等を構成員とした行動計画策定・推進委員会を設置する。

啓発資料の作成・配布、研修・講習等の実施により、行動計画の内容を周知徹底する。

本計画の実施状況については、各年度ごとに職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

具体的な内容及び実施年度

具 体 的 な 内 容	実 施 年 度
1. 職員の勤務環境に関するもの	
(1) 妊娠中及び出産後における配慮	
母性保護及び母性健康管理についての特別休暇等の制度について周知徹底を図る。	平成17年度から (実施中)
出産費用の給付等経済的支援措置について周知徹底を図る。	平成17年度から (実施中)
妊娠中の職員の健康や安全に配慮するとともに業務分担等の見直しを行う。	平成17年度から (実施中)
妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じて、超過勤務を原則として命じないこととする。	平成17年度から (実施中)
(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進	
父親が子どもの出生時に2日間の特別休暇取得促進について周知徹底を図る。	平成17年度から (実施中)
子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。	平成17年度から (実施中)
(3) 育児休業を取得しやすい環境整備等	
ア 育児休業及び部分休業制度の周知	
育児休業等に関する資料を各課(所)に配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知を図る。	平成18年度から (実施中)
妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行う。	平成17年度から (実施中)
イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気 の醸成	
育児休業の取得の申し出があった場合、事例ごとに各課において業務分担の見直しを行う。	平成17年度から (実施中)
課長会議等の場において、人事担当課から定期的に育児休業制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を図る。	平成18年度から (実施中)
ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰への支援	

具 体 的 な 内 容	実 施 年 度
育児休業中の職員に対して休業期間中の広報誌・通達等の送付等を行う。	平成17年度から (実施中)
復職時における研修等を各課において実施する。	平成18年度から (実施中)
エ 育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用制度の活用	
・課内の人員配置等により、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難な場合には、任期付採用及び臨時的任用制度を活用し適切な代替要員の確保を図る。	平成18年度から (実施中)
オ その他	
・早出、遅出勤務を行っている職場においては保育所等の送迎を行う職員に配慮して勤務時間を割り振ることとする。	平成18年度から (実施中)
以上ような取組を通じて、育児休業等の取得率を、 男性 50% (子どもの出生前後における育児休業的な休暇の取得を含む) 女性 100% とする。	【目標達成年度】 平成26年度 →平成26年度達成済
(4) 時間外勤務の縮減	
ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務制限の制度の周知	
・小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。	平成18年度から (実施中)
イ 一斉定時退庁日等の実施	
定時退庁日を設定し、館内放送及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、課長等による定時退庁の率先垂範を行う。	平成17年度から (実施中)
定時退庁ができない職員が多い課を人事担当課が把握し、管理職への指導の徹底を図る。	平成18年度から (実施中)

具 体 的 な 内 容	実 施 年 度
ウ 事務の簡素合理化の推進	
<p>新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。</p>	平成17年度から (実施中)
<p>会議打合せ等については、極力電子メール等を活用する。</p>	平成17年度から (実施中)
エ 時間外勤務縮減のための意識啓発等	
<p>課ごとの時間外勤務の状況を把握し、時間外勤務の多い課の課長からヒアリングを行った上で注意を喚起する。</p>	平成17年度から (実施中)
オ その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。 	平成19年度から (実施中)
<p>以上のような取組を通じて、各職員の1年間の超過勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の360時間の達成に努める。</p>	【目標達成年度】 平成27年度
(5) 休暇取得の促進	
ア 年次休暇の取得促進	
<p>課長会議等の場において、人事担当課から定期的に休暇の取得促進を周知徹底し、職場の意識改革に努める。</p>	平成17年度から (実施中)
<p>課長に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得をするよう指導させる。</p>	平成17年度 (実施中)
<p>職員が安心して年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援できる体制を整備する。</p>	平成18年度から (実施中)
<p>イ 連続休暇等の取得促進 月・金と休日を組み合わせて年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフ</p>	平成17年度から (実施中)

具 体 的 な 内 容	実 施 年 度
ライデー」の促進を図る。	
子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。	平成17年度から (実施中)
国民の祝日や夏期休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。	平成17年度から (実施中)
職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇取得促進を図る。	平成17年度から (実施中)
(6) 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得促進 ・子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員が100%取得できるよう職場の雰囲気醸成を図る。	平成17年度から (実施中)
(7) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組 特定職員による職場でのお茶くみ廃止等について周知徹底を図る。	平成17年度から (実施中)
セクシュアルハラスメント防止のため意識啓発を図る。	平成18年度から (実施中)
2. その他の次世代育成支援対策に関する事項 (1) 子育てバリアフリー	
外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を計画的に行う。	平成19年度から (実施中)
職員及び来庁者の健康に配慮するための禁煙対策の周知徹底を図る。	平成17年度から (実施中)
子どもを連れた人が安心して来庁できるよう、親切な対応等のバリアフリーの取組を推進する。	平成19年度から (実施中)

具 体 的 な 内 容	実 施 年 度
(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動 ア 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援 交通事故防止について綱紀肅正通知による 呼びかけを実施する。	平成 1 7 年度から (実施中)
交通安全講習会等を実施し、職員の交通安全 に対する注意を喚起する。	平成 1 7 年度から (実施中)
イ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整 備	
・子どもを安全な環境で安心して育てることがで きるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少 年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の 積極的な参加を支援する。	平成 1 7 年度から (実施中)